

国民  
年金

# 「保険料免除制度」が

## 利用しやすくなりました

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。平成18年7月より、これまでの全額免除と半額免除に加え、新たに「4分の1納付」と「4分の3納付」が加わりました。それぞれの免除には、所得制限があり、基準は世帯の構成人数等により異なります。

一部納付制度は、納付すべき一部の保険料が納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

また、免除承認期間は、全額納付した期間に比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。ただし保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降は当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

追納をご希望の場合は、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

▼免除承認期間Ⅱ平成19年7月～20年6月分

▼必要なものⅡ

・印かん

・代理申請の場合は運転免許証など

|       | 所得基準の目安                     | 月々の保険料  | 保険料を全額納付した場合と比較した年金額 |
|-------|-----------------------------|---------|----------------------|
| 全額免除  | 扶養親族の数+1)×35万円+22万円         | 全額が免除   | 1/3                  |
| 1/4納付 | 78万円+(扶養家族等控除額+社会保険料控除額)    | 3,530円  | 1/2                  |
| 半額納付  | 118万円+(扶養家族等控除額]+社会保険料控除額等) | 7,050円  | 2/3                  |
| 3/4納付 | 158万円+(扶養家族等控除額+社会保険控除額)    | 10,580円 | 5/6                  |

・離職による免除を希望の場合は、離職票、又は雇用保険受給資格者証

※雇用保険に加入していない人が離職した場合は、退職証明書と町県民税の納税通知書

▼問い合わせ先Ⅱ

保険課 国民年金係 ☎9134

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた人

承認を受けられた人

国民年金保険料の免除申請が簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。

※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは、一部免除申請の場合は、毎年申請が必要となりますのでご注意ください。

電話での年金相談は

「ねんきんダイヤル」へ

【年金請求など】

☎0570(05)1165

【年金を受けている人】

☎0570(07)1165

